

福島市小型除雪機械貸出し要綱

（目 的）

第1条 降雪積雪期における地域の狭隘な生活道路及び歩道（原則として市道）の除排雪を町内会等の団体が自ら行うときに、福島市が保有する小型除雪機械（以下「機械」という）を貸出しすることにより、快適な市民生活の確保を図ることを目的とする。

（貸出し対象団体）

第2条 貸出しの対象は次の各号による。

（1）町内会

（2）通学路などの除雪を行う除雪ボランティア団体

以下「借受団体」という。

（借受団体登録申請）

第3条 機械の借り受けを希望する団体は、事前に「小型除雪機械借受団体登録申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（貸出し条件）

第4条 機械の貸出しの条件は、次のとおりとする。

（1）貸出し期間は一日単位とし、借受団体の責任において運用しなければならない。

（2）借受団体は市が指定する場所で機械を受け取り、または返還する際は、時間を厳守するものとし、自ら機械を運搬しなければならない。

（3）除排雪作業実施にあたり、故意及び過失により第三者に及ぼした損害は、借受団体の責任で負担、解決しなければならない。

（借受団体登録決定及び通知）

第5条 市長は第3条の規定に基づき提出された申請書の内容を審査し借受団体登録を決定したときは、「小型除雪機械借受団体登録通知書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（作業日誌の提出）

第6条 借受団体は、除排雪を実施したときは「除排雪作業日誌」（様式第3号）を整備し、機械の返還時に市へ提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 機械運用に係るに経費負担は次の各号による。

（1）機械の貸出料は、無料とする。

（2）機械の燃料費は貸出時のみ市が負担する。

（3）機械の従事者に対する傷害保険及び第三者に対する賠償責任保険の保険料は市が負担する。

（借受団体の責務）

第8条 借受団体は機械の使用にあたっては、次の各号により適切に運用保管をしなければならない。

（1）借受団体は、事故の無いように細心の注意をはらわなければならない。

（2）借受団体は、借受中の事故及び機械の故障が発生したときは、直ちに市に報告しなければならない。

(3) 借受団体の過失により機械の亡失、破損及び故障が発生したときは、借受団体の責任において、補填もしくは修繕しなければならない。

(借受団体登録取り消し)

第9条 市長は、借受団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受団体の登録を取り消し、次回以降の貸出しはしないこととする。

(1) 貸出し要綱に定められた内容に違反、虚偽申請があったとき。

(2) 貸出しすることが不適當と認められる行為があったとき。

(その他)

第11条 要綱に定めのない事項及び疑義があるときは、市と借受団体において協議を行い決定する。

附則（施行期日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（施行期日）

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附則（施行期日）

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附則（施行期日）

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。